

令和2年第3回定例会町長あいさつ

令和2年9月1日

8月28日、安倍首相が辞任の意向を表明されました。7年8ヶ月の長期に亘り、重責を担って来られたことに心からのお礼と感謝を申し上げます。

安倍首相ほどマスメディアに扱われた総理、そして、そのほとんどが批判であったことは事実であります。この議場にも様々な所憾をお持ちの方がおられると思いますが、御嵩町長の私の立場から言うならば、安倍政権は不可能とされてきた亜炭廃坑への地下充填を実現していただいた政権です。どれだけ感謝しても感謝しきれません。

政治は人によって行われ、制度も人によって作られます。制度を解釈するのも人。何とかしてやりたいとの情を持つのも人であります。私の運の良さは人との出会いに恵まれたことにあります。出合ったどの人を欠いても、地下充填は実現しなかったであろうと思っています。現段階では前回同様、実質令和3年度からの事業の補正予算に計上されるか否かについては不安に思いつつ、今後について注視してまいりたいと考えています。安倍首相におかれましては、1日も早く健康を取り戻されることを祈念し、感謝したいと思っております。

御嵩町議会 第3回定例会の開会にあたり、町政を巡る諸課題についての所見、報告を申し上げますとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

7月中旬以降、新型コロナウイルスの感染は、4月と同等、それ以上のスピードで急速に拡大しています。感染拡大を受け、県が7月31日に独自の「第2波非常事態」を発表したことに伴い、本町においても特措法には基づきませんが、8月6日付けで、御嵩町新型コロナウイルス感染症対策本部を再度設置することといたしました。今後も県と連携しながら対応に努めてまいります。

第2回定例会において「第2波のピークを少しでも遅く、低くし、特効薬やワクチンの開発までの時間を稼がなくてはならない」と申し上げましたが、第2波は予想よりも早まった印象があり、本町における感染拡大についても非常に心配な状況にあります。

そのような状況の中、最近悩ましい事案があります。どの自治体でも発生しているようですが、県から感染者の発表がされると、その自治体では、所謂、魔女狩りが始まります。そして、感染者への誹謗中傷の言動が多数発生します。電話が中心での非難になりますが、1日中対応に忙殺されるとの報告もされています。また、関係すると考えられる保育園や学校でも同じような現象がおきているようです。

町民の皆さまや代表する議員の皆さまにこの場でお願いしたいのは、私ももちろん含む御嵩町役場では、県が感染者として公式発表されるのは年代、性別のみです。従ってそれ以外の情報は持っていません。速いか遅いかの時間差、数日という差の場合もありますが、誰なのか概ね知ることとなります。しかしそれは、公式発表の情報ではなく、非公式の情報でしかありません。それは病気というプライバシーの問題、差別の問題も含むこととなります。

県は公式発表後、感染者の濃厚接触者の割り出しを実施し、クラスター潰しを徹底的にしています。県のこの方針の実績は信頼できることを証明しています。濃厚接触者は全て検査し、結果が出るまで自宅待機、たとえ陰性が確認されても、暫く待機は続きます。安心は安易にはできないにしても、どうか冷静さを保っていただきたいと思います。

また、今一度、「新しい生活様式」であるマスクの着用や、こまめな手洗いはもちろんのこと、「3密」となる感染リスクの高い場所を避けることを特に心がけていただきますようよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスとの闘いは今後も続いていくことが想定されますが、これまで長年に渡り開催されてきたイベントや会合の多くが、これを機に、なくなってしまうことは避けたいと考えています。

議員の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルスの感染予防に努めていただくとともに、イベントや会合がどうしたら開催できるのか、どのように継続していくべきなのか等、様々なご意見やご提言を賜りますようよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大に加え、7月上旬には「令和2年7月豪雨」が発生しました。被災された皆さまならびにご家族、関係者の皆さまに心よりお見舞い申し上げます。「令和2年7月豪雨」は、停滞した梅雨前線に大量の水蒸気が流入したことにより線状降水帯が形成され、九州を中心に広い範囲で総雨量1,000ミリを超える記録的な大雨が降りました。岐阜県においても下呂市地内で飛騨川の氾濫に伴う浸水、地域の大動脈ともいえる国道41号の崩落等、大きな被害が発生しました。本町においては、土砂崩れや倒木が発生し、一部の地域では交通に支障が生じたものの、大きな被害が出ることはありませんでしたが、「運がよかったと考えるべき」と感じています。豪雨は台風だけでなく、短期的で局地的なもの、今回のように数週間に渡って降り続くもの等、パターンも発生する回数も増加し、被災のリスクは高まっていると言えます。本町に大きな被害をもたらした平成22年7月15日、平成23年9月20日の豪雨から約10年が経過しましたが、風化させることがあってはなりません。町民の皆さまにおかれましては、各種災害への備えとして、ハザードマップ、避難所の確認をしていただくとともに、各ご家庭の非常持ち出し品にマスク、消毒液、体温計等の新型コロナウイルス感染対策用品を追加していただきますようお願いいたします。本町においても避難所における感染拡大を防ぐためのパーティション等の準備は鋭意進めておりますが、感染拡大防止には避難される方のご協力が不可欠となりますので何卒よろしくお願いいたします。

困難な局面が続いてはいますが、一丸となって乗り越えていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

【令和元年度決算について】

令和元年度決算の概要について触れさせていただきます。

一般会計及び特別会計決算の総額につきましては、下水道特別会計が下水道事業会計に移行したこともあり、前年度と比較して歳入が2.4%の減、歳出が1.5%の減となりました。

このうち、一般会計の歳入で見ると、保育の無償化により負担金と使用料は、減額となりましたが、国庫支出金、県支出金及び亜炭鉱跡防災対策事業に係る諸収入の増額が歳入総額を押し上げ、歳入総額は、対前年度比で7.4%の増額となりました。

また、一般会計の歳出では、新庁舎建設に係る設計事業などによる総務費の増額や、プレミアム付商品券事業などによる民生費の増額、また、亜炭鉱跡防災対策事業による消防費の増額などにより、歳出総額は、対前年度比で7.4%の増額となりました。

次に、地方財政に係る健全化判断比率についても触れさせていただきます。令和元年度の実質公債費比率は、可茂衛生施設利用組合への負担金が増加した一方で、標準税収入額も増加したことにより、前年度より0.3ポイント低い6.8%となりました。また、将来負担比率については、起債の元金償還に伴う減や、基金の積み増しなどにより、数値なしの状態を維持しています。いつも申し上げていますように、特にプライマリーバランスと将来負担比率を大切に、現在計画進行中の新庁舎等建設に際しても、有利な財源を探し、将来に過度な負担を強いさせないよう配慮していきたいと考えています。今後も健全な財政運営に努めてまいりますのでご理解の程よろしくお願いいたします。

【新庁舎等整備事業について】

新庁舎等の整備事業に関しての状況をご報告させていただきます。

新庁舎等建設に向けた最初の法的手続きとなった「農振法による農用区域からの除外申請」について、去る7月2日から17日までに掛けて御嵩町農業振興地域整備促進協議会に審議いただきました。

これに関連して、隣接自治会である南山自治会の自治会長をはじめとして役員の皆様にもご協力を賜るとともに、議会におかれましても7月13日に、新庁舎等建設特別委員会を開催していただき、「新庁舎等の早期供用開始に向け、町執行部及び議会が一丸となって推進していく」とした委員会報告書を提出され、議会の意思を示して頂き厚くお礼申し上げます。

こうした経緯を踏まえ、7月17日付けで「除外はやむを得ない」との答申を受け、県に進達したところであります。

引き続き、農地転用及び開発許可申請に向け、関係機関と協議を重ねながら鋭意進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

【亜炭鉱跡防災対策事業について】

「南海トラフ巨大地震亜炭鉱跡防災対策事業」は、事業期間の最終年度を迎え、措置された基金全額を有効に活用するため、全力で取り組んでおります。現在も5つの工事が並行して進められており、各工事とも充てん量の想定が難しい中、日々、集計と想定を繰り返し、精査を行っております。

また、第6期計画地の地盤脆弱性調査の結果に基づき、去る7月31日に開催された「令和2年度第1回 亜炭鉱跡 防災対策 検討委員会」において、第6期計画地の全域が「レベル1」の判定を受けました。この判定を受け、先月8月17日の第4回臨時会において、第6期計画地の一部を既発注工事に追加する工事請負契約の変更に関する議案3件について議決をいただきましたので、年度末の工事完成に向け、最大限の努力をしております。

【国道21号バイパスの4車線化について】

町内を東西に走る「国道21号可児御嵩バイパス」は、現在、上恵土本郷西交差点付近から伏見野崎交差点間を施工区間として、4車線化に向けての工事が国土交通省において進められています。これは、国の令和元年度補正にて予算化されたものです。

本町としては、残る暫定2車線区間の全線4車線化を、引き続き強く要望をしていく所存です。

今年度前半の、同バイパス4車線化への要望活動についてご報告しておきたいと思っております。

3月24日、岐阜県第4区に関係する政府与党の国会議員の方々に、本格的4車線化への取り組みのお願いをいたしました。

3月27日には、多治見砂防国道事務所にて植野所長、副所長と面会し本町の思いを伝え、4月8日には、中部地方整備局へ伺い、局長ほか幹部のみなさんと面談する予定でしたが、コロナウイルス感染症の影響が懸念されたことから、訪問を延期いたしました。その後、再度日程を調整し、6月25日に、中部地方整備局の勢田（せた）局長をはじめ、副局長、道路部長、道路調査官と面会し4車線化へ向けての本町の熱い思いをお伝えいたしました。

7月6日には、県事業行政懇談会において、「県も支援をしていただきたい」と、可茂土木事務所長や岐阜県議会議員に要望させていただき、同月17日には、国土交通省関連事業連絡調整会議の場において、再度、多治見砂防国道事務所長を含む幹部の皆さまに要望活動をした次第です。

同バイパスは、本町の工業団地などへ向かう車両が増えたこともあり、朝夕の渋滞は激しいものになっております。また、新庁舎建設予定地は同バイパス沿線でもあることから、渋滞緩和と新しいまちづくりの拠点へのアクセスを良くするためにも、同バイパスの4車線化を実現させていきたいと考えています。

今後においても、積極的に要望活動を展開していきたいと思っております。

町議会におかれましても、ご支援、強力な後押しをよろしくお願いいたします。

【御嵩町公共下水道全体計画区域の変更について】

本町の公共下水道は、木曾川右岸流域下水道区域に位置付けられ、平成2年に流域関連公共下水道全体計画を立案し、都市計画決定、事業認可を受けて事業に着手しました。その後、幾度かの計画の変更、事業区域の拡大を経て、下水道全体計画区域を935haと位置づけ、今日まで鋭意事業の進捗に努めてまいりました。

しかし、昨今の下水道事業を取り巻く環境は、下水道整備を促進する一方で、人口減少や高齢化などの社会情勢の変化による料金収入の減少、施設更新費用の増加など、今後さらに下水道事業の経営状況は、厳しさを増していくことが予測されています。平成29年度に策定・公表した「御嵩町污水处理施設整備構想」では、より効率的かつ経済的に下水道事業を継続していくため、経済比較を基本とし、現状で家屋の立地が無く、今後も整備が見込まれない地区や費用比較検討の上、浄化槽整備が有効となる地域を下水道整備から浄化槽整備へ転換し、公共下水道全体計画区域を838haに見直し、下水道整備の早期完了を目指すこととしました。なお、雨水計画については935haで変更しておりません。

今回の都市計画の変更は、この污水处理施設整備構想の見直しに整合を図り、污水排水区域を838haに変更するよう進めてきたもので、本年1月に住民説明会を開催し、計画案の縦覧を経て、御嵩町都市計画審議会へ諮問し、本年7月2日付にて「御嵩町都市計画下水道の変更計画（案）は適切である。」との答申をいただきました。その後、直ちに岐阜県知事の同意を求め、8月14日に都市計画の変更決定の告示を行いましたのでご報告をいたします。

【御嵩町農業振興地域整備計画の変更について】

本町では、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、今後において総合的に農業振興を図るべき地域を農業振興地域として指定しており、さらに、その中で優良農地として守っていく必要がある農地を、農業振興地域内の農用地（農振農用地）として指定しています。

農振農用地は、農業上の用途区分が定められており、原則としてその用途以外の目的に使用することはできません。農業以外の目的で使用する場合には、農地法による転用許可を受ける前に農業振興地域整備計画の変更（農振除外）手続きが必要となります。

この手続きは、毎年1回としており、5月初めから5月末日までの間、農振除外の申請を受付け、6月に御嵩町農業振興地域整備促進協議会へ諮問を行っております。本年の農振協議会には、本町の重大事業である新庁舎等整備事業に係る建設用地の農振除外も含まれていたため、例年以上に慎重なる審議をしていただきました。7月2日及び7月17日に農振協議会から答申を頂き、今年度の農振農用地からの除外は、5件 27筆 2.48haとなりました。このうち、1件 22筆 2.26haが、新庁舎等建設用地になります。

今後は、県へ御嵩町農業振興地域整備計画変更の手続きを進めてまいります。

【令和2年度一般会計補正予算について】

今回提出いたします議案の令和2年度一般会計補正予算関連について、主な内容をご説明いたします。

まず歳入につきましては、普通交付税の額の決定により地方交付税を1億4,915万6千円増額したほか、前年度の決算を受けた繰越金7,976万8千円などを増額計上しております。

次に歳出につきましては、新型コロナウイルスの影響により中止になった事業の減額のほか、知事選挙費や基金積立金など総務費では、1億727万3千円を増額、民生費では、介護保険特別会計繰出金など1,834万5千円を増額しております。

これらのほか、地方債の補正を行い、補正予算額は、歳入歳出ともに1億3万9千円の追加となっております。

今回提出いたします議案は、令和元年度の決算認定6件、人事案件1件、予算関係5件、条例関係2件、報告案件1件の都合15件であります。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見や報告とともに、令和元年度決算及び令和2年度一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

後ほど担当から詳細についてご説明を申し上げます。よろしくご審議のほどお願いいたします。